

第1回川崎市環境審議会脱炭素化部会（議事録）

- 1 **開催日時** 令和4年5月31日（火） 10時00分～12時01分
- 2 **開催場所** JA セレサみなみビル3階会議室
- 3 **出席委員** 藤野部会長、馬場副部会長、赤川委員、浦野委員、大川原委員、小林委員、小泉委員、志水委員、田村委員、平野委員、山下委員、和合委員（12名）
※藤野部会長、大川原委員、小林委員、田村委員以外はオンライン参加
- 4 **事務局** 井田脱炭素戦略推進室室長、神山脱炭素戦略推進室担当部長、
内田脱炭素戦略推進室担当課長、石塚脱炭素戦略推進室担当課長、
加藤脱炭素戦略推進室担当課長、市川脱炭素戦略推進室担当課長、
鈴木脱炭素戦略推進室課長補佐、両瀬脱炭素戦略推進室担当係長、
飛田脱炭素戦略推進室担当係長、
須山建築管理課課長、笹川建築管理課担当係長 他
- 5 **傍聴者** 0名
- 6 **議題**
 - 議題1 部会長・副部会長の選出について
 - 議題2 報告事項1 川崎市環境審議会への諮問について
報告事項2 本議題に関連する基礎情報について
 - 議題3 新たな評価・支援制度に関する本日の論点
 - 議題4 再エネ義務制度に関する本日の論点
 - 議題5 今後のスケジュール・次回の開催について
- 7 **資料**
 - 資料1 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の改正に向けた重要施策の考え方について（諮問）
 - 資料2 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の改正に向けた重要施策の考え方について（諮問説明資料）
 - 資料3-1 基礎資料集1「新たな評価・支援制度」
 - 資料3-2 基礎資料集2「再エネ義務制度」
 - 資料3-3 基礎資料集3「その他市政全般」
 - 資料4 新たな評価・支援制度に関する本日の論点

- 資料5 再エネ義務制度に関する本日の論点
- 資料6 今後のスケジュール・次回の開催について
- 参考資料1 部会委員名簿
- 参考資料2 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例及び同施行規則
- 参考資料3 川崎市地球温暖化対策推進基本計画
- 参考資料4 川崎市地球温暖化対策推進実施計画

8 議事内容

○内田脱炭素戦略推進室担当課長

ただいまから、令和4年度第1回川崎市環境審議会脱炭素化部会を開催させていただきます。

本日はオンラインによる開催となっており、通信回線や音声の乱れなどご迷惑をおかけする可能性もございますが、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。また、可能であれば画面をオン表示としていただければと思います。

申し遅れましたが、本日の司会進行を務めさせていただきます、環境局脱炭素戦略推進室担当課長の内田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

始めに、委員の出席状況についてご報告させていただきます。委員13名中、現在12名の委員にご出席いただいております。従いまして、川崎市環境基本条例施行規則第14条の2第5項で準用する第14条第2項の規定に基づき、半数以上の委員のご出席により、本日の部会が成立していただきますことをご報告申し上げます。

また、本部会は、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例により、原則公開としており、本日の配付資料および会議録につきましては、本市ホームページに掲載させていただきますとともに、公文書館等で公開予定でございます。なお、議事録につきましては、環境審議会と同様、委員名が判別できる形で作成させていただきます。

それでは、開催にあたり、環境局脱炭素戦略推進室室長の井田よりご挨拶させていただきます。

○井田脱炭素戦略推進室室長

おはようございます。環境局脱炭素戦略推進室室長の井田でございます。本日は環境審議会へ御出席いただき誠にありがとうございます。

先日、審議会の方で、この部会の設置および、脱炭素部会での議論の進め方についてご承認をいただきまして、より専門的な立場から審議の方を深めていただければ幸いです。

温暖化に対する取り組みは、まさに今、一大ムーブメントといえますか、時流に乗ってきたなところが正直でございます。今年、リオの地球サミットから30年という節目の年に、一気に加速をさせていかなければいけないと思っております。

委員の方々より忌憚のないご意見をいただき、事務局の方でも色々と御準備の方をさせていただきたいと思っておりますので、より良い議論ができるよう進めさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○内田脱炭素戦略推進室担当課長

議事に入る前に、本日は第1回目の部会でございますので、委員の皆様から一言ずつご挨拶いただければと存じます。五十音順でお名前をお呼びいたしますので、自己紹介を簡単にお願いたします。

始めに、赤川 真理様お願いたします。

○赤川委員

神奈川県建築士会 川崎支部の赤川と申します。よろしくお願いいたします。これまでに審議されていることもあるとは思いますが、勉強させていただきながら、建築士としての立場としてご意見させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○内田脱炭素戦略推進室担当課長

続いて浦野 敏行様、お願いたします。

○浦野委員

皆さんおはようございます。商工会議所の浦野と申します。引き続きよろしくお願いいたします。

○内田脱炭素戦略推進室担当課長

続いて大川原 勝様、お願いたします。

○大川原委員

建設業協会から参加しております、大川原と申します。私どもは建設業、施工の立場からということで参加させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○内田脱炭素戦略推進室担当課長

続いて小林 光様お願いたします。

○小林委員

今日はありがとうございます。私は、温暖化対策の法制度を最初から検討してきた立場ではありますが、いよいよ実行の時代になったんだなと感じております。よろしくお願いいたします。

○内田脱炭素戦略推進室担当課長

続いて小泉 幸洋様、お願いいたします。

○小泉委員

NPO法人産業環境創造リエゾンセンターの小泉と申します。よろしくお願いいたします。

○内田脱炭素戦略推進室担当課長

続いて志水 里恵様、お願いいたします。

○志水委員

川崎市地球温暖化防止活動推進センターの志水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。当センターがございます溝口は脱炭素モデル地区となっておりますので、脱炭素に向けた取り組みについて色々やっていきたいと思っております。私自身は今年度初めての参加となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○内田脱炭素戦略推進室担当課長

続いて田村 泰俊様、お願いいたします。

○田村委員

川崎市建築審査会会長の田村でございます。法律分野ということでございますので、よろしくお願い致します。

○内田脱炭素戦略推進室担当課長

続いて馬場 健司様、お願いいたします。

○馬場委員

おはようございます。東京都市大学の馬場と申します。ここ数年の川崎市環境政策に色々とお手伝いする機会が増えているところでございます。今回もこのような形で参加させていただきますどうぞよろしくお願い致します。

○内田脱炭素戦略推進室担当課長

続いて平野 創様、お願いいたします。

○平野委員

おはようございます。成城大学の平野と申します。専門は経営の歴史、経営史をやっている

て、主に重化学工業の歴史をやっています。川崎市さんに関しましてはコンビナート関連の仕事でいくつか委員を兼任しております。よろしくお願いいたします。

○内田脱炭素戦略推進室担当課長

続いて藤野 純一様、よろしくお願いいたします

○藤野委員

おはようございます。IGES、地球環境戦略研究機関藤野と申します。審議会、前回の部会ではありがとうございました。室長からもご挨拶があったストックホルム+50 もございますので、今の議論を持っていきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○内田脱炭素戦略推進室担当課長

続いて山下 りえ子様よろしくお願いいたします。

○山下委員

おはようございます。山下と申します。臨時委員として初めて参加させていただきますのでよろしくお願いいたします。本業は大学で民法、環境法を勉強しています。川崎市における脱炭素化、2030年2050年に向けた時間枠を大切にしながら、市民産業界の方に広くご理解いただけるような政策のお手伝いをさせていただきたいという気持ちで参加させていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○内田脱炭素戦略推進室担当課長

続いて和合 大樹様、よろしくお願いいたします。

○和合委員

和合大樹と申します。私は川崎で川崎若者会議に所属して地域活動を行っております。一市民の立場から参加させていただきます。お願い致します。

○内田脱炭素戦略推進室担当課長

続きまして事務局の紹介についてでございますが、会議時間が限られておりますので、大変恐縮ですが、事務局名簿をもって説明に代えさせていただきます。後ほど参考資料1をご覧ください。また、本日は事務局である環境局脱炭素戦略推進室の他に、まちづくり局指導部建築管理課が参加しております。

それでは議題に移らせていただきます。次第をご覧ください。

議題1として、部会長副部会長の選出についてでございます。

部会長、副部会長の選任につきましては、川崎市環境基本条例施行規則第14条の2第5

項で環境審議会の規定を準用することになっております。環境審議会では規則第13条において、会長、副会長を委員の互選により定めることとなっておりますので、部会長、副部会長につきましても、委員の互選によることとなります。委員の皆様いかがでしょうか。

特にいらっしゃらないようでしたら、川崎市環境審議会の常任委員であり、昨年度の答申にもご尽力いただいております藤野委員を部会長に、馬場委員を副部会長にそれぞれ事務局から推薦させていただきたいと存じますが、委員の皆様いかがでしょうか。

○各委員

(異議なし)

○内田脱炭素戦略推進室担当課長

ありがとうございます。それでは、部会長を藤野委員、副部会長を馬場委員にお願いしたいと存じます。それでは、部会長、副部会長にご挨拶をお願いしたいと存じます。まずは藤野部会長、よろしくお願いたします。

○藤野部会長

改めましておはようございます。昨年度に方向性が出たところですね、より具体的に川崎市民のためになる、また世界に誇れるような取り組みになるよう、ぜひ皆様に今の形のご議論いただけたらと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○内田脱炭素戦略推進室担当課長

ありがとうございます。続いて、馬場副部会長よろしくお願いたします。

○馬場副部会長

馬場でございます。改めましてどうぞよろしくお願いたします。私は、先ほどは言わなかったのですが、どちらかというと気候変動適応策の方をこの10年ぐらい重点的にやってきておりました、一方でカーボンニュートラルについて、文科省の研究プロジェクトのお手伝いさせていただくような機会も増えております。部会長が先ほど言われましたように、昨年度出された計画に沿って、今年度はこういった形での検討に繋がっていくということで、非常に多くの論点があるように伺っております。ぜひ忌憚のない議論が交わせればというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○内田脱炭素戦略推進室担当課長

ありがとうございます。それではこれからの議事は、部会長にお願いしたいと存じます。藤野部会長、よろしくお願いたします。

○藤野部会長

どうぞ皆様よろしくお願ひいたします。それでは議題の方に沿いながら進めていきたいと思ひます。

議題の2の報告事項1に2点ありますので、事務局の方から説明お願ひいたします。

○両瀬脱炭素戦略推進室担当係長

報告事項1について

それでは事務局からご説明させていただきます。私、脱炭素戦略推進室の両瀬と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

今回の報告事項といたしまして資料1から3でご説明させていただきますが、非常にボリュームが多くなっておりまして、ご議論の時間を確保するために要点を中心に、少し若干駆け足でご説明させていただきたいと思ひます。とはいえ、説明に25分程度いただければと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

まず資料1でございますが、こちらはこの度5月18日に環境審議会に諮問した諮問文でございます。こちらをもって諮問をしたという状況でございます。内容は割愛させていただきます。資料2のところの内容説明させていただきます。

資料2についてでございますが、こちら諮問の際に使用しました説明資料でございます。2スライド目に目次がございます。こちら4章で構成されておりまして、第1章では昨年度末に策定いたしました温暖化の計画の概要、第2章では現行条例の概要と改正内容、第3章では諮問事項と課題論点、第4章ではスケジュールといった形でございます。まず、基本計画の概要につきまして何点かご説明させていただきますので、まず9スライドをお開きください。

9スライド、カッコ6は、2050年の再エネポテンシャルの試算でございます。川崎市内のポテンシャルを基本計画の中で試算を行っておりまして、全体で2050年で1,655GWh、現在の地域の電力の9%に相当する量まで伸びるのではないかといたした試算を計画に位置づけております。特に記載がございます通り、太陽光の部分が今後伸びしろとしては多くを占めているといった状況でございます。

次の10スライドでございますが、こちら計画に位置づけた温室効果ガスの削減目標などございまして、市域全体で2030年までに50%削減。またその他、民生系、産業系、市役所の個別目標、さらには再生可能エネルギーの導入目標として33万kW以上を導入といった目標を掲げてございます。

ページが少し飛びまして16スライドでございます。(10)第1章すなわち温暖化の基本計画でのこの諮問に関するまとめでございますが、本市は昨年度の審議会の答申を踏まえまして、温暖化の基本計画を2ヶ月前に策定したところでございます。この中で市域の温室効果ガス削減目標や再生可能エネルギーの導入目標を設定いたしました。また、さきほど割愛させていただきましたが基本計画の中に、今回諮問する事項が位置付けられてございまし

て、再生可能エネルギーの導入に係る義務制度や、事業者向けの新たな評価支援制度につきまして、5大プロジェクトとして位置づけたところがございます。本市としましては、この目標の達成に向けまして、5大プロジェクトを中心に進めていくといったことを計画に位置づけた状況でございます。

続きまして次のスライド以降では、現行条例の概要と改正内容について説明をしております。

まず18スライドでございますが、こちら現行条例の構成の記載がございまして、第1章、第2章、第3章、第4章と、全4章で構成されておりました。特に事業のある制度としましては第2章には、現行条例の事業者報告書制度がございまして、今回、こちらを見直していくというのが諮問の一つでございます。

続きまして、次のスライドでは現行条例で反映されていない国の制度ということで、温対法が今年4月1日に施行された内容であったり、気候変動適応法の数年前の制定、他には、エネルギー基本計画、こういった部分が現行の条例では反映されていない、少し古い条例になってしまっているといった状況でございます。

次のスライドでは、条例改正の全体のイメージといたしまして、温対法の改正でカーボンニュートラルが法定化されていることであったり、現行条例では反映できていない社会変化、さらには右下にあります、新たな義務制度、評価支援制度と再エネ導入に関する義務制度などを、今回の条例改正に位置づけていくことで、実効性を高めていくといったことを目指しております。

次のスライドでございます。具体的な諮問事項と論点につきまして整理しております。まずスライドの22では今回の諮問内容でございますが、こちらは温暖化の条例改正に向けた重要政策の考え方について諮問いたしました。範囲といたしましては、今回ご議論いただきます事業者の新たな評価支援制度と再エネ導入に関する新たな義務制度の考え方となりまして、このたび改正を予定しております温対条例全体を諮問事項とはせず、条例改正に関する目玉制度、土台の考え方につきまして諮問するといったものでございます。

次のスライドでは審議事項1といたしまして、まず新たな評価支援制度のイメージがございまして、こちらちょっと文字が多くて恐縮でございますが、下側に制度のイメージがございまして、左下の点線枠が現行の制度でいわゆる事業者にこういった記載内容のような報告を負う義務として課している状況でございます。これに対しまして、新たな評価制度としまして、中長期的な削減目標であったり、域外の取り組み、省エネ、再エネ、イノベーション、イニシアチブといったものを評価しまして、ランク付けをしていくといった制度でございます。また、評価に応じまして支援制度と繋げていくことで取り組みを進めていくといった新たな制度を構築できないかと考えております。

また真ん中に※印で記載がございまして、今回の審議内容といたしましては、東京都のキャップアンドトレードのような規制的手法というよりは、事業者の取り組みを強化支援する制度を検討しております。一方で、公表ですとか優遇措置といった政策誘導的な側面と規

制的側面を持つような制度についてもご審議をいただきたいと考えております。

次の 24 スライドでは、審議事項における主な論点課題を整理しております。こちら課題といたしまして業種ごとの特性であったり、産業と温暖化対策の両立、優遇支援の内容、事業者の作業負担、中小企業向けの取り組み、こういったあたりが制度の検討の上での課題と考えております。それを踏まえまして、論点としましては、どのような運用方向にするか、こういった内容で公表するか、優遇支援策をどうしていくか、中小企業向けの制度をどうしていくかといった辺りをこの度ご議論、ご議論いただければと考えております。

続きまして 25 スライドでは再エネ義務制度につきましても審議事項でございます。こちらにつきましても下の方に、京都市スキームと東京都スキームというのが記載例でございます。後ほど別の資料でも説明させていただきますが、京都市につきましても昨年度から事業をスタートしておりまして、再エネの設置義務として、300 平米以上、2000 平米以上といった段階的な設置義務を課す。さらに 10 平米以上に対しまして説明義務を課すといった制度でございます。一方、東京都につきましても、2000 平米以上と、説明義務は京都市と同じでございますが、2000 平米未満につきましてもハウスメーカーなどの事業者には義務を課すといった形で、制度としての違いがございます。そういった状況を踏まえまして、川崎市としての制度をどうしていくかといったことを検討できればと考えております。

なお※印、真ん中の最後でございます通り、今回温暖化の基本計画では、再エネの義務といった形での政策を位置づけておりますので、新築・増築時の再エネ設備について集中的にご議論いただければと考えてございます。

こちら審議事項の主な論点課題につきましてもスライド 26 でございます。課題としまして、先行事例が少ない、金銭、金銭的事務的負担が増大する、不公平感、市側の財政面の課題、こういったあたりが課題でございます。これを踏まえた論点としまして、義務の手法であったり、会社の設備対象の範囲、支援策、こういった内容をご議論いただきたいと考えております。

最後に第 4 章スケジュールについてでございます。スライド 28 では、部会のスケジュールをまず記載してございます。今回 5 月末が第 1 回でございまして、7 月、8 月、10 月と第 4 回を今のところ想定してございます。また、第 2 回までの間に事業者ヒアリングを行っていく予定でございまして、第 1 回としましては考え方を整理しております。それ以降第 2 回、第 3 回で素案といった形で全体のイメージをお示ししていければと考えております。

またスライド次のスライドでは、こちら条例改正自体の全体のスケジュールをお示ししております。こちらと 29 スライドの一番右側の方に、紫色で条例改正とありますが、本市としましては、本年、今年度末の条例改正を目指しまして、10 月頃に答申をいただきまして、その後条例改正の考え方についてパブリックコメントをして、改正年度末目指しているというイメージでございます。また、条例改正した以降、段階的に規則改正や要綱手引き等改正をしてまいりまして、1 年を超えない範囲、イメージとしては 1 年後の令和 5 年度末頃に施行、こういった形を想定しているところでございます。報告事項 1 の質問についてのご

説明は以上でございます。

報告事項 2 について

続きまして連続で大変恐縮でございますが、報告事項 2 といたしまして、本議題に関連する基礎情報につきまして、資料 3-1 と 3-2 を使って、ボリュームが多いので抜粋しながら、ご説明させていただきます。

まず基礎資料集 1 新たな評価支援制度についての基礎情報でございます。目次といたしまして、この基礎資料集では、現行の事業者の温暖化制度の概要であったり、市条例のエネルギー・温室効果ガス等の動向、市内産業の動向、他都市の事例、条例制度以外の現行政策、国の動向といった内容を掲載しております。3 スライド目では現行制度の概要を記載してございまして、このスライドの中で特に重要な点は、下の赤枠で囲ってございます。現行の条例制度では、4 種類の事業者に対して義務を課しております。特に 1 号の原油換算で 1,500 キロリットル以上使用する事業者が 150 社となっております。大部分を占めているといった状況でございます。次の 6 ページまで飛ばさせていただきます。

こちらのスライドは計画期間となっております。右側の赤枠に記載ございます通り、計画書を 3 年間、3 年ごとに提出をいただきまして、毎年報告をいただいている状況でございます。事業者に関しましては 7 スライドでございます。事業者の数としては、右側の赤枠に記載ございます通り、産業に関する事業者が 63、業務が 83 となっております。産業・業務の事業者が中心でございます。

また次のスライドは温室効果ガスの排出別の内訳でございます。先ほど業務と産業が中心であるとお伝えさせていただきましたが、排出量の内訳となりますと、産業部門が圧倒的な割合を占めておりまして、業務部門は下の方で見切れておりますが、この 3 行の下の青いものが業務部門で、排出量としては少ないといった状況です。

続きましてスライド 9 でございますが、制度制定以降の温室効果ガス等の排出量削減状況でございます。2030 年までこの直線で引っ張った場合の削減割合としては、12.2%削減まで至るのではないかと推測しております。この値がどういったレベル感かというのが、次のスライドに飛びまして 11 スライドに目標の達成状況との比較を掲載しております。特に排出の大部分を占めている産業部門との比較になりますが、先ほど諮問の資料でご説明した通り、産業系につきましては、本市としては 50%削減というのを目指しているところでございます。ただし、この 50%のうち、今後数年以内に大規模な事業の休止を予定している事業者がございまして、その分を見込んで 50%となっております。その大規模事業者のリプレースを加味しますと、それ以外の事業者につきましては 27%を削減が必要になる状況です。この 27%に対して現状が 12%であるといった状況でございます。

続きまして次のスライド 12 では、市域全体の温室効果ガス等排出の推移を掲載しております。こちらの条例で捕捉している制度としましては、地域の排出量 2,139 万 t のうち、約 1,700 万 t 分を事業者の義務として報告を課しております。だいたい 8 割程度の CO2 の排

出量が現行の条例で把握できているといった状況でございます。

またスライド 13 には、下側にグラフが二つございますが、左側が市の部門別構成比でございます。産業系が約 76%を占めている。一方で国は産業系 47%と、比較しますと本市はかなり産業系に寄っている状況でございます。

次のスライド 14 は全国との比較でございます。川崎市につきましては政令指定都市の中で最も温室効果ガスを排出している都市でございます。

次、47 スライドまで飛ばさせていただきます。こちら国の動向などを整理している部分でございますが、特に関連する内容は、省エネ法の改正でございます。こちらエネルギー定義の見直しといたしまして、非化石エネルギーを含むすべてのエネルギー使用の合理化を求める枠組みに変えていくと。また、②に記載がございます通り、いわゆる再エネなどの中長期的な計画であったり、利用状況などについて今後求めてくるという動きが国の動向としてございまして、こうした国の動向も踏まえながら、制度の検討をして参りたいと考えているところでございます。

新たな評価支援制度に関する基礎情報につきましては以上でございます。

最後になりますが再エネの義務制度に関する基礎情報につきましては最後にご説明をさせていただきます。こちら資料 3-2 のスライドでございます。

再エネの義務制度につきましては (1) から (10) のような形で基礎資料をまとめておりまして、国の動向であったり、他都市の事例、本市の建築物、本市の再エネ施策、本市の地域特性、太陽光のポテンシャル試算、義務制度による効果の試算、家庭部門の CO₂ 排出統計、太陽光システムによる CO₂ 削減効果、経済性メリットの試算といった内容を整理しております。こちら重要部分を抜粋させていただきます。

まず最初に 3 スライドでございます。こちら文字が多いのですが、第 6 次エネルギー基本計画上の内容でございます。特に下側に赤字で記載している部分をご覧いただければと思いますが、エネルギー基本計画の中では赤字の通り、2030 年において新築戸建住宅の 6 割に太陽光発電設備の設置を目指すといった計画を位置づけております。

また次の 4 スライドは環境省の地球温暖化対策計画でございます。こちらエネルギー基本計画と同様に、下の赤字の部分ですが、6 割に太陽光設置を目指すといった計画を位置づけてございます。

ページ飛びまして 12 スライドでございます。こちらコスト比較、システム費用の動向でございます。赤字でシステム費用の平均値の推移がございますが、記載の通り、システム費用が下がっている、安価になっているといった状況でございます。

また次の 13 スライドでは電気料金の変化について記載してございまして、右側の赤字に記載の通り、電気料金は直近で上がっているといった状況でございます。

続きまして、ページ飛びまして 15 スライドでございます。15 スライドでは電力逼迫の状況となっております。過去の東日本大震災の計画停電の発生であったり、直近ですと福島県沖地震による需給逼迫警報等が起きているといった状況でございます。

続きまして 18 スライドでございます。18 スライドでは京都市の事例を掲載しております。先ほど諮問の資料でもご説明いたしましたが、京都市では 10 平米以上に対して建築士による説明の義務、300 平米以上に対しては設置義務、2,000 平米以上に対してはさらに上乘せでの設置といった形になっております。規模感が計算されておりますが、太陽光の kW で計算しますと概ね 3 万 MJ というのが 3kW 程度になりまして、2,000 平米以上になりますと、面積規模に応じまして、6kW から 45kW 程度の義務を課しているといった状況でございます。

一方で東京都の事例につきまして 22 スライド以降で整理しております。まず東京都につきましてはこちら 22 スライドの右側の赤枠の部分でございます通り、いわゆるハウスメーカーなどの事業者に対して、年間受注している面積、総面積が 2 万平米以上の事業者に対して義務を課すと、こちら 2 万平米というのは赤枠に入らないのですが、国の目指す 6 割の新築設置というのを加味しまして、2 万平米を義務の対象事業者としているというふうに伺っております。

また次の 23 スライドでは事業者への義務の課しかたについて赤枠に記載してございます。それからイメージとしましては、年間で例えばメーカーさんが年 500 棟受注している場合、それに対して、係数 0.85 と義務量 2kW をかけて、年間で 850kW の義務量を課すと。ただ 500 棟全てに対応する必要は必ずしもなく、例えば 4kW の設置であったり、設置しない等があったりそれで合計で義務を達成していくといった制度を検討されている状況でございます。

ページが飛びまして、30 スライドでございます。都知事の方が 4 月末に、太陽光の再エネ義務化について進めていくといったことを記者会見で発表しているという状況でございます。

続きまして本市の状況についてご紹介させていただきます。まず本市につきましては、一義的に建築物省エネ法につきまして基づきまして、300 平米以上に対する住宅、住宅への対応をさらには 300 平米未満に対する対応 CASBEE といった形で一定の省エネ法に建築省エネ法に基づく取り組みを進めている状況でございます。

また次のスライドは CASBEE 川崎制度についてでございます。CASBEE 川崎制度では、真ん中の赤枠に記載の通り、自然エネルギー利用検討シートをというものの提出を求めておりまして、こちら提出の義務はございますが、導入の義務はないといった状況でございます。なかなか再エネ設備の設置等の普及が見られないといった課題がございます。

またページ飛びまして 53 スライドでございます。こちら土地の利用状況としまして、下の赤枠に記載でございます通り、住宅系が 33.8% となっております全国よりはかなり住宅系が多いです。東京都ほどではないのですが東京に近い土地利用状況でございます。

続きまして 60 スライドでございます。60 スライドでは建築の確認申請の状況について記載ございまして、新築の建築物がだいたい 9 割以上、増築につきましては少ないといった状況でございます。さらに言いますと、新築の中でも住宅が多くを占めているといった状況でございます。

続きまして 64 スライドでございます。こちら新築増築建築物の床面積別の棟数のグラフでございます。見ていただきますと分かる通り、左側の 300 平米未満がほとんどで 9 割を占めております。300 平米以上が 10%といった形で、もし京都方式を採用しますとこの 300 平米以上の 10 平米、10%に対する義務が課されるといったものとなります。

続きましてページまた飛びまして 75 スライドでございます。こちら調査予定という形で記載してございますが、京都市ですとか、東京都のような義務量に対しまして、川崎市がどのような義務量を設定していくべきかというのを現在調査予定している状況でございます、次回以降そういった内容も示していきたいと考えております。

続きまして、80 スライドでございます。こちら京都方式と東京方式を川崎市が採用した場合による再エネ増加量ですとか、費用等のまとめでございます。こちらは京都方式ですと、年間の再エネ導入量が約 1,943 kW となっております、市の再エネ導入目標に対する貢献割合としては 18%、一方で東京都方式になりますと 43%と、一方で追加必要量につきましては東京方式の方が高くなっていくといった試算でございます。

すみません、資料を送らせていただいた際に、この東京方式の数値が誤った数値 (3,883 kW/年) という数字で発送してしまったのですが、再計算したところ 4,692 kW/年でございますのでこちらの資料で訂正をさせていただきました。申し訳ございませんでした。

続きまして最後でございます。89 スライドでございます。こちら経済メリットの試算についてでございます。一般的な電気代を月々 9,600 円と試算しておりまして、それに対して仮に 4kW の太陽光を設置した場合の電気料の削減効果については、6,700 円程度削減されるといった試算でございます。イニシャルコストを何年で回収できるかといった試算としましては、10 年程度で回収できるといった見込みをお示ししております。

大変長くなってしまいましたが報告事項 1 につきましては以上でございます。

○藤野部会長

どうもご説明ありがとうございました。かなりのボリュームのご説明でしたので、まず質問をいただければと思います。議論の方はこの後実施するかと思いますが。よくご存知の方もいるかもしれませんが、なんだこれはという方もいるかもしれませんので、報告事項についてご質問があれば、zoom の機能で「リアクション」というのを押すと「手を上げる」という機能があるので、それを押していただくか、顔を出していただいて発言していただくかというふうにしていただけたらと思います。

まずは報告事項 1、川崎市環境審議会への諮問についてということでご説明受けました資料 1 と資料 2 につきまして、ご質問のある方いらっしゃいますでしょうか。小林委員お願いします。

○小林委員

はい、どうもありがとうございます。すごく簡単な質問なのですが、温暖化対策の事業計

画は条例の規則の方を見ても具体的な中身が分からないのですけれども、例えば中身としては3年後の排出目標量みたいなものを書いていただいているとして、それが達成できなかったときの対応はどうなっているのか、国の算定・報告・公表制度とは具体的にどう違うのか質問させていただきたいと思います。これを見ますと、元々生産が減った方の削減量は沢山あるようだが、それを除いた時の削減量はほとんどない形になっており、あんまり、算定・報告・公表制度以上の効果がないのではないかと想像するのですが、どのような感じになっているか教えていただきたい。

○藤野部会長

事務局、いかがでしょうか。

○鈴木脱炭素戦略推進室課長補佐

環境局脱炭素戦略推進室 鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

ただいまご質問いただきましたのは、計画書制度の記載部分、また目標達成できなかったときの対応というのがご質問かと思えます。

計画書制度の方は3ヶ年の計画を出していただく制度となっておりまして、その中で3ヶ年の内訳を記載いただくような形になってございます。その後、毎年報告書という形で提出いただいております。そのときの状況についても、数値としてCO2排出量がどういった状況であったのかという点は記載していただくような報告書様式となっております。ご質問につきましては以上でございます。

○小林委員

そうすると排出目標量などの記載はあるのですかね。あるいは事業者として達成できなかった場合の落とし前のようなのは何かあるのでしょうか。そうでなければ、国の報告書で求められるものと同じですね。もう少し情報は細かいと思いますけどね。

○鈴木脱炭素戦略推進室課長補佐

ルールにつきましては事業者の皆様の自主的な部分によるところがございますが、記載の方はいただいております。また達成状況についても記入いただいてホームページの方で公表しているような状況でございます。

○藤野部会長

ありがとうございます。もしよろしければ、どちらを見ればいいのか、今の書式なりをメールなりでよいので、共有いただくと、委員の皆様のご理解も深まると思いますので、ご検討いただけたらと思います。

その他、報告事項1に関するところで何かありましたら。いかがでしょうか。

もう一つ大きな点として、資料3-1の新たな評価支援制度でご質問、ありましたら手を挙げるか顔を出していただいて、ご質問いただけたらと思います。いかがでしょうか。細かいところでも、ご質問この場ではちょっとってところもですね、持ち帰って他の方からも、いつでも事務局の方に問い合わせただけたらと思います。ありがとうございます。

それではもう一つ、資料3-2ですね。これもたくさん説明していただきましたけれども、基礎資料集等も含めまして、ご質問あるかと思えます。

大丈夫ですか。どんなことでも、ちょっとした質問、疑問でも構いません。結構難しい話をきっちりされたような気がするのですけど。

私から、東京都方式と京都市方式の比較について確認ですけれども、投資額の方は変わらないという理解でよろしいですか。

○両瀬脱炭素戦略推進室担当係長

はい。こちら京都方式も東京方式も、年間の導入量に対しまして28万円と、国の数字など参考にしながら掛けた数字となっております。負担、義務対象者に負担を課す金額としては東京方式の方が大きくなるといった計算でございます。

○藤野部会長

最初にいただいた資料だと3,800kW/年だったのが4,692kW/年になっていたの、単純に考えたら余計、お金がかかるのではないかと。

○両瀬脱炭素戦略推進室担当係長

こちらの3,800という数字だけが間違っております。他の数字は4,600kW/年にした数字で計算してございましたので、パーセンテージですとか金額などの数値はもともと正しいです。失礼いたしました。

○藤野部会長

はい、いかがでしょうか。他、質問よろしいですか。また具体的にご意見いただくところでいつでもいただけたらと思います。

では次の議題の方に移らせていただきます。議題の3、新たな評価支援制度に関する本日の論点ということで、こちらの方はまず事務局にご説明いただきます。

○両瀬脱炭素戦略推進室担当係長

それでは資料4以降で説明させていただきますが、先ほどの小林先生からのご質問の補足として、1点だけ、参考資料2というものがございます。

こちら条例と規則の一覧でございます。参考資料2の14ページ以降には、具体的な計画書などの様式がございますので、後ほどご覧いただければと思います。

また、ペナルティにつきましては基本的に条例に記載をしているのですが、虚偽の場合のみ記載がありまして、目標未達に対する罰則というようなものは設けていないという状況でございます。

それでは、戻りまして資料 4 の新たな評価支援制度に関する論点につきまして説明させていただきます。

諮問資料でつけております論点 1-1 から 1-4 のうち、中小企業向けの制度を除きました運用の公表と審査を行った形の考え方を整理しておりますので、こちらについて説明させていただきます。まずスライドが 2 点ございますが、こちらは現行制度の具体的な中身となっております。現行制度の目標、目的といたしまして事業者には P D C A サイクルを確立させて排出量を求めるといった形でございます。データを把握した上で、把握した内容に応じて指導助言を行っていくといった目的で、これまで制度を運用してまいりました。

○大川原委員

途中ですみません、11 時から会議が入っているもので抜けさせていただきます。私も知識不足な中、色々と勉強しながら、これから第 2 回でお話させていただきますので、今後ともよろしくお祈りいたします。すみません。よろしいですか。

○両瀬脱炭素戦略推進室担当係長

はい。また個別にいくらでもご説明差し上げます。失礼いたしました。

それでは説明途中となりましたが、続けさせていただきます。

現行制度では、先ほどお伝えした通り計画を 3 年ごと、報告書は毎年提出を求めておりまして、義務対象者につきましては、(3) 1 号から 4 号に記載の通り 170 事業者を義務の対象としております。また、次のスライドでは義務対象者の内訳としまして、産業分野の事業者と業務分野の事業者が数で言いますと中心となっております。現行制度の分析としまして、温室効果ガスの削減割合につきましては、2030 年度まで約 12% という推移が現状でございます。また次のスライドでは、市の目標との比較としまして、先ほど申し上げました通り、産業系につきましては大規模事業者の影響を除外して 27% 削減を目指すところ、現状 12% となっております。このままの推移では未到達になるといった状況でございます。

課題要因の分析についてでございます。計画書、報告書の内容につきまして市からのフィードバックが限定的であったりだとか、内容につきましては、事業者の自主性を尊重しており、取り組みに対するインセンティブあるいはペナルティが不足している、立ち入りの頻度も少ない。また、目標設定に明確な基準を設けていない、市として明確な指標を示していない。また、目標の例示としましては、事業者につきましては省エネ法の 1% を設定している事業者が多い状況でございますが、その目標達成率も 48% となっております。

また次の 6 スライドではその他の課題でございます。こちら①の中長期的な目標を現行制度では把握していない、市域が決めたグループ全体の取り組みを把握していない。再エネ

導入の取り組みを把握していない、イノベーション、イニシアチブも把握していないといった状況でございますので、今後につきましては、単に短期的なCO2排出目標を設定するのではなく、総合的な制度強化が必要になってくるというふうに考えております。

こういった状況を踏まえまして、本日の第1回でお伺いしたい内容といたしまして、この新たな評価支援制度につきまして事業者の取り組みを評価支援する制度としていきたいところがございますが、どのような評価項目、評価基準、計画期間、評価時期といった運用方法にしていくべきか、後ほど参考資料を簡単にご紹介いたしますので、そちらを踏まえましてご意見を伺えればと考えております。また、本日のご意見を踏まえまして、第2回の間に事業者のヒアリングを行いまして、第2回の部会で素案といった形でお示しをしていきたいと考えております。

こちらのスライドが論点1-1でございます。評価の仕方のイメージにつきまして、現時点で事務局が考えているイメージをこちらに記載しております。左のところにグラフがございますが、2013年度の排出状況を100%とした場合でございます。一方で2030年度に対しましては、このような形での割合が求められると。こちら温暖化の昨年度末に策定した計画の目指す数値の内訳でございます。またこちらが2050年には実質ゼロになっているといった状況でございます。

こういったそれぞれを踏まえまして、どういった評価を軸としていくかということで、まず一つ目の評価軸としましては、本市が掲げている2030年度の温室効果ガス目標の達成につきまして、業種ごとに例えば評価基準を設定して、例示でございますが本市の目標が達成できるような評価軸の設定をアウトプットしていくといった考え方があるのではないかと整理いたしました。また、右側にアウトプットの2といたしまして2050年のカーボンニュートラルに必要な評価といったものでございます。こちら例えばですが、各社の生産活動量や長期ビジョン、イノベーションの全体像進捗を本制度で把握してまいりまして、各社が掲げた長期ビジョンが予定通り進捗しているような事業者に対しましては、評価として日本全体の貢献度というのをアウトプットとしていきまして、2030と2050というのをそれぞれ評価軸に別々にし、設定していくようなイメージが作れないかというのを考えているところでございます。

続きまして本日ご意見を伺いたい内容の2点目でございます。こちら新たな評価支援制度につきましては、一定の経過措置を講じる前提で最終的には全事業者の評価結果の公表も検討が必要ではないかと考えております。全事業者の公表する行為につきましては本制度の透明性の担保と、事業者で低評価となった方に対して高評価に誘導するといった効果が期待される一方で、特に低評価となってしまった事業者からの反発も想定されるところでございますので、このことについてご意見をお伺いできればと考えております。

最後に本日ご意見を伺いたい内容といたしましては三つ目、本市としましては事業者のインセンティブですとか優遇支援を講じていく必要があると考えております。

現時点では、金融機関と連携した支援、庁内関係部署の支援、支援者との連携、評価者へ

のPRをするなどの取組について検討していきたいと考えておりますが、より具体的なお意見アドバイス等ございましたらお伺いできればと考えております。この三つが本日お伺いした内容でございます。

以降につきましては参考資料として、現時点での新たな評価支援制度のたたき台・イメージをつけております。例えば12スライドでは、それぞれ評価をABCの3段階で、右下に記載ございます通りそれぞれ項目ごとにABCという形で評価付けをしていくイメージです。評価項目自体は13スライドにて、先ほど二つの軸で整理するとお伝えしました、2030年の目標達成に必要な評価項目と、2050年の目標達成に必要な評価項目といった形で2種類分けてございます。こういった項目の設定のほか、次のスライドでは対象事業者につきましては現時点では現行の170事業者と同等の大事業者を想定しているといった形で整理しております。また、対象期間につきましても現時点では現行制度と同じ3年に1回とします。ただし、作業負担を増大させないような工夫が必要なのではないかといった形で整理してございます。

また、次のスライド以降では評価方法、それぞれ業種ごとの検討や、具体的な内容について整理してありまして、内容は割愛させていただきますが、項目ごとにどんな状況になると何点配点が取れるかですとか、そういったものをイメージとしてつけております。

本日のご意見を色々いただきましてブラッシュアップして、事業者のヒアリングなども踏まえて、第2回以降で素案としてお示しをしていくイメージで考えております。こちらスライド23までが細かい話となっております、最後総合評価のようなイメージが24スライドに掲載しております。全事業者にABCランクをつけて公表していくイメージを持っているところでございます。事務局からの説明は以上でございます。

○藤野部会長

ご説明どうもありがとうございました。こちらの新たな評価支援制度について、どういうふうな方向性でやっていったらいいのかという点についてご議論いただけたらと思います。ご意見のある方またご質問も含めてですね、また手を挙げるか顔を出していただけたらと思います。よろしく申し上げます

○浦野委員

商工会議所の浦野です。審議事項1の資料4の7ページ目ですかね。ここで関係事業者等へのヒアリングを実施とあると思いますが、今もう既にヒアリングされている事業者があると思うのですが、企業によってはこういう環境経営の問題は、会社全体で、2050年とか2030年までの目標を決めて、全体を把握している部門がおそらくあると思います。

例えば川崎の場合は、本社機能のある事業者が非常に少なく、大手事業者が多いと思いますので、ヒアリングについては本社に行わないと、川崎にある事業所の責任者の方に目標を云々っていう話にすると、本社との意向と合わない場合があるのかなという気もしました。

今進めているヒアリングは本社の方にも行っているのかどうか。今後ヒアリングされる場合は、本社と川崎の両方ヒアリングされるのかというのをお聞きしたいと思います。以上です。

○藤野部会長

事務局いかがでしょうか。

○両瀬脱炭素戦略推進室担当係長

先ほどの資料を使って、今までヒアリングした内容につきましても私の方から説明、簡単に説明させていただきます。資料2の説明を割愛してしまっていて失礼いたしました。

15 スライドにつきまして、こちらの計画を策定する際に、新たな評価支援制度では、どういった点に着目してほしいかというアンケートを行っております。こちらの中では、いわゆるグループ全体で、先ほど浦野委員がおっしゃったような、会社全体として取り組んでいるという企業も多くございますので、グループ全体で取り組みを評価して欲しいですか、あるいはエネルギー効率の改善ですとかイノベーション、サプライチェーンの話、こういった内容などもご意見、ご要望としていただいているという状況でございます。単なるCO2削減というのが現行の制度となっておりますので、こういった広い視点での評価が必要であるという認識のもとで、来月以降個別具体的な事業者の方に、ヒアリングをあたっていくと考えております。今後の予定につきましては担当からご説明致します。

○鈴木脱炭素戦略推進室課長補佐

脱炭素戦略推進室の鈴木でございます。

ご質問いただいたヒアリングについてでございますが、まずは計画書報告制度を実施いただいている市内の事業者の方を対象に実施させていただこうかなと考えてございましたが、今ご意見いただきましたことも踏まえまして、本社機能もあるようなところもヒアリングするようなことを検討してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○藤野部会長

貴重なご意見、ありがとうございます。

○平野委員

成城大学の平野です。よろしくお願いします。

まず一つ質問なのですが、18 ページにある削減、排出量の削減のところ、評価として評価基準の100%、評価基準の80%、評価基準60%と書いてあるのですが、この評価基準というのは一体何なのか、教えていただきたいのですが、よろしくお願いします。

○鈴木脱炭素戦略推進室課長補佐

脱炭素戦略推進室でございます。スライド 18 番目でございます評価基準の説明ですが、こちらはただいま検討しているところでございます。何らかの数値を設けさせていただきまして、その数字に対して達成度がどのようなものなのかということで 100%、80%ということで評価させていただければというふうに考えているところでございます。数字の方は引き続き検討させていただいているところでございます。以上でございます。

○平野委員

その評価基準というのは一体どなたが決めるのかというのが気になっていて、川崎市の方で決めるのか、もしくは事業者の方で決めるのか。例えば化学だったら化学産業全体でこうするとか、鉄鋼産業全体でどうするっていうのを、例えば産業側の方に聞いてこのくらいの評価基準がいいのではないかという結論を出すのか、それとも川崎市の方でこの業種はこの数字を 100%以上とする 80%以上とするみたいな A B C のランク付けを考えられるのかどちらなのでしょうかっていうのをお聞きしたいのです。

○鈴木脱炭素戦略推進室課長補佐

ただ今検討しているところは、市の方で一定数値の基準をお示しできればと考えているところでございます。中身につきましても引き続き検討させていただければと考えております。

○平野委員

それは産業ごとに分ける形になるのですか。それとも一概に製造業は製造業みたいな大きな区切りでこの何か評価軸みたいなものを作っていくのでしょうか。

○鈴木脱炭素戦略推進室課長補佐

今こちらで考えているのは、先ほど資料の中で部門をお示しさせていただいたところがあったかと思うのですが、産業ですとか業務といったところがございます。そういったところを切り口に基準を検討できればと考えているところでございます。

○平野委員

分かりました。これすごく難しいと思います。というのは、私は国の非鉄金属および化学に関しての PDCA を回していく審議会に入っているのですが、本当に業種ごとにまちな目標がいっぱい立っているのですね。あるところは排出量で常に評価するところもあれば、原単位で評価するっていう産業の業界団体さんもいらっしゃるわけです。具体的には経団連の自主行動計画に基づく、その評価みたいなものを毎年経産省でやっている。そのときに、業種によって、量でいくのか原単位でいくのかっていう考え方が全く違って、

しかも化学という同じ業種であったとしても、川上の例えば基礎化学をやっているところと、川下の加工をやっているところっておそらく全然構造が違って、もう本当にバラバラです。これを統一的に市の方で作ろうと思ったらものすごい作業量が発生していくって言うふうに考えられるというふうに僕は想定をしています。

さらに難しいところは何かという、例えば削減量で指標、評価項目を作ってしまうと、例えば化学産業とか色んなセメント産業とかで、その生産量が増えたときに、排出量が増える関係性になっていて、生産量が減ったときには排出量が減るって関係性になっているわけです。ところが原単位でこれを切ってしまうと、原単位の場合は生産量が増えたときに、原単位数は下がっていくって言うふうに逆の動きをしてしまうわけです。要するに、生産量が多くなれば、その排出量的にはマイナスなのですがも原単位的にはむしろ良い方向に行っているって言うような結果が結構出てきていて、これをどっちでいくのかって言うこと自身もすごく難しくなっていて、産業によってはどちらがふさわしいかが結構違うところがあります。

さらに、基準と比較して評価をするわけなのですが、これも大きく分ければ二つ考え方があって、ある基準値、例えば2013年度比とか、何年度比として、排出量や原単位の変化という考え方もあるのですが、もう一つはBAUに従うって言う考え方もあるのです。要はその生産量からの影響の変動を避けるために、生産量がこのくらいだったら排出量はこのくらいって数字を仮決めして、さらにそこから何%削減できているかというのを考え出すって言うような手法もあって、これも業種によってはBAUを取るところと、基準年ベースのところがあって、これバラバラなのです。

加えて、BAUでやっているところが意外とむちゃくちゃでBAUが合ってなかったりするとか、想定がきちんと計算できてなくて、それを一企業にさせるのはすごく大変というところがあるので、これを、市が1から作っていくというのは、膨大な作業量がやっぱり必要になってしまって、大丈夫なのかなって言うふうに思っています。

そう考えると、本当はその自主行動計画とかで、団体ごとに既に目標を常に定めているわけなのです。例えば化学だったら化学工業協会とか、それとか鉄鋼だったら鉄鋼連盟が目標値を定めて、こう何年はこの数値で何パーセントにするって決めているので、それを借りてくるような、同じようなものを業界団体で定めたようなものをベースにアレンジしていくって言うふうにしないと、ちょっと結構大変かなって言うふうに思います。具体的な作業が大きく、事業者も独自で枠を当てられると、結構反発もあるのかなという、運用面でも難しいですし、色んな調整が難しくなってくるのじゃないかなというふうに思ったので、その辺は懸念事項です。

私として川崎市としてはどう考えてらっしゃるのかなと思っているというところです。以上です。

○藤野部会長

ありがとうございます。事務局、コメントありますでしょうか。

○加藤脱炭素推進戦略室担当課長

脱炭素戦略推進室の加藤と申します。貴重なご意見ありがとうございます。

正直そこは追い切れてない部分もございましたけれども、業界ごとの目標値ですとか、そういったところを色々勉強させていただきながら、また色々ご意見いただきながら検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○平野委員

市も事業者もお互いにやりやすいシステムを最初に作っておいた方がいいというふうに私自身は思っています。以上です。

○藤野部会長

どうもありがとうございます。今の点、非常に重要なところで、先程浦野委員からも本社の目標も重要だとのこと指摘もありました。

川崎は既に計画も立てられているので、もしかしたら、既に国の目標を上回るものをやっていたかないといけないっていう時に、どれぐらい本当に強制しながらやってただけなのか、きちんと取り組みを推進した企業が褒められて、評価されるような仕組みについて、平野委員は詳しいので、ぜひお時間が許せばさらに教えて頂ければと思います。ありがとうございます。

馬場副部会長お願いします。

○馬場副部会長

この制度をこれまでずっと運用されてきて、今回 9 枚目などにありましたように事業者の高評価への誘導というところが、非常に重要なかなと思います。これまでの川崎市の運用では、助言を行うが事業者の自主性を尊重しているという一方で、東京都の制度の運用状況を聞いておきますと、かなり具体的な非常に手厚いアドバイスをされているようです。

脱炭素化あるいは省エネに向けて、具体的なアドバイスというところはかなりキーポイントになっているような気がしております。そこからすると、川崎市ではこれまでどういった感じのアドバイスになって助言になっていたのか、行政リソースとの関係が非常に大きいと思いますので、どういったことができそうなのかっていうところが今回の制度の改善のポイントの一つになるのかなというふうに思っています。

そのアドバイスをするために、やはりこれまで運用されてきたデータがかなりストックされていると思いますので、その中でどういった集計なり分析なりが進んでいるのかということも、多分今の私の質問に関わってくるのかなというふうな気がしておりますので、

状況をご説明いただけるようでありましたらお伺いしたいというところがございます。以上です。

○鈴木脱炭素戦略推進室課長補佐

これまでの助言のところでございますが、計画書の提出段階あるいは報告書の提出段階におきまして、市の職員と併せて、エネルギー管理士に確認いただくようにしてございまして、届出内容を確認させていただきながら、助言をさせていただいているところがございます。

また、併せまして、先ほどの資料の方にも少しございましたが、立入調査もさせていただいております。事業所敷地が広いところもございますので、全て見切れない部分もございますが、対象施設を絞ったりしながら、立入をしているところがございます。このような形で引き続き助言をやっていければと考えているところがございます。

また、これまでのデータの集計・分析でございますけれども、基本的には業者ごとにアドバイスしているところで、全体的な集計分析ではまだあまりできないという認識でございます。以上でございます。

○馬場副部長

ありがとうございます。

フィードバックのような形、あるいはアドバイス事項をフィードバックする形で、どういうふうな見せ方をすれば、より事業者さんの自主的な行動変容を促せるのかというところも色々と知見があるかと思っておりますので、そういったところの工夫も今後進めていただければいいのかなと思って伺ったところです。以上です。どうもありがとうございました。

○藤野部長

どうもありがとうございます。

業種によってはもう相手の方が圧倒的に専門性を持つところもあったり、国とのやりとりが中心となっているところもあるかもしれませんので、そのあたりも平野委員からアドバイス頂きながら、良い仕組みもぜひご検討いただけたらと思います。

小泉委員お願いします。

○小泉委員

産業・環境創造リエゾンセンターの小泉です。

今回の新たな評価項目で、中長期の削減目標だとかイノベーションの取り組みだとかを取上げているということは、各社とも脱炭素に向けて全社としての方針などを作っていることで良いことだと思います。個別に話を聞くと、全社的には全国各地にサイトというか工場を持っているので、川崎の事業所として、どれだけその全社で目標として定めた数値を反映

させるかというのはなかなか難しいというふうなことも伺っておりますので、今後のヒアリングの際には是非そういう積極的なイノベーションの取り組みとかは取り上げてもらいたいのですが、川崎の事業所の取り組みをどういうふうに数値で反映するかという点は、しっかりヒアリングしていただけたらと思います。

また併せて、事業者の事務負担というか、やっぱり提出しやすいという点に配慮いただきたいと思います。全体的な流れとして電子申請の話があったりします。また、私が個人的に聞いたところだと、こういう計画書を提出する際には、国の省エネ法に基づく手続きに関連しながら提出しているところもあるそうです。その辺の提出するタイミングや書式について国の手続きを踏まえた工夫をされるよう、またヒアリングの中で反映させていただけたらと思います。

もう一点、インセンティブについて発言させていただきます。特に中小企業の場合にはそれで評価を与えられれば、市のいろんな補助金等を獲得しやすくなる条件にするとか、大手の事業所もこれからの国のグリーンイノベーションに関連した助成制度等について、川崎で高評価されることで取りやすくなるのかなどは大事なポイントだと思います。また、中小企業の場合には、補助金も大事ですが、川崎市での公共調達等で優遇するとか、特定の中小企業がつくった環境に良い製品やシステムを川崎市が積極的に採用している実績を示していただければ、その中小企業が他の自治体や地方で事業展開するときに非常に有利になるので、その辺も考慮していただけたらありがたいと思います。以上でございます。

○藤野部会長

どうもありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

○鈴木脱炭素戦略推進室課長補佐

鈴木でございます。貴重なご意見ありがとうございます。今後のヒアリング等の中で、検討してまいりたいと考えてございます。ありがとうございます。

○藤野部会長

どうもありがとうございます。小林委員、お願いします。

○小林委員

ありがとうございます。一つはそもそも支援の措置、褒め育てだけで排出量の削減を引っ張っていくのは中々困難だと思います。国全体の排出量ゼロの目標も決まっているわけですし、そういうことを考えますと、今は排出量を削らない方が悪い、削って当然という中で、褒め育てだけで引っ張るのはなかなか難しいのではないかと個人的には思います。

ただ、諮問の範囲がかなり狭いので、義務を強化することはしないと書いてありますので、そうなのかなという感じがするのですが、私は本来、褒め育てだけで引っ張るのは限界があ

る感じがします。

引っ張る力については、先ほども具体的なお話として、太陽光設置義務化のところでも出ていますけれども、市の補助金等が枯渇する、財政負担はできないと書いてあるのと同じで、大企業相手に安いお金の補助金はないというのはないですから、そちらで破綻してしまうのではないかというふうにも思います。本来、もう温室効果ガスを出すということはいけないことなので、それをもっと本当は強化をすべきだという、そもそも論を申し上げておきたいと思います。

それから、2点目ですけど、大企業についてはこういうことをして欲しい、結構いい制度でカバー率は排出量の7割ぐらいとの話もありましたので、大変良いカバーをしていると思います。そういった事業者が削減のインセンティブがあり、かつ削減が報われる、あるいは円滑にできる仕組みがあるというのは本当に良いと言うふうにももちろん思います。

どういう状態が良いことかというのを判断することについて色々難しいということは確か平野委員からお話ありました、私もその通りだなと思う。いわば排出量取引するときのグランドファザリングで、それぞれの会社の排出量の基準を分配する話なので、それは難しいです。役所は神様では全然ないので、むしろできないっていうのが正解だと思います。

そういう意味では東京都もすごく苦勞してかなりそれに精度のよい指導をしているようですが、削減クレジットの取引の利用はほとんどなくて、規制基準を達成、というようなことをございます。しかしやっぱり、その長年の蓄積、先ほど馬場先生からも指摘がありましたけれども、どんな指導しているのかということ踏まえて、やっぱり相手方はこのぐらいできるというような相場観を持ちながらもしっかり見ていかないといけない。それはかなり困難というのはおっしゃる通りです。

ですから川崎方式と言ったらいいのでしょうか、例えば、今回ここにいる会社さんが一堂に会して、産業界の全体目標は既に川崎市の目標にありますけれども、それに対応するために、自分たちがどういうふうな目標を持つべきか、というのを、経団連川崎版みたいなものでお決めになったらどうか。もちろん、決められなかったら市が条例に書いて決めればいいのですが、そういった大規模排出事業者の協議体を設けて協議をして、それが上手くいかなかったときは、市の方で最善の処置をするということも考えられるかと思う。ちなみに大気汚染防止法における炭化水素排出抑制の仕組みがそのようになっており、前例もあります。そのぐらいしないと、先ほど平野先生からありましたご指摘を踏まえた取り組みが難しいかなというふうに思います。何らかの形で基準がないと褒めることもできないわけですから、工夫が要るかなというふうに思います。

またその際、広域的な視点も確かに大切で、川崎市だけで削る必要はないのですが、それを言うと、川崎市の立場もないですね。自分たちで川崎市の排出量をどれくらいにする、と市長宣言をしているわけですから、例えば北九州市は海外で削減した量のもの引くとしているが、そういうようなことがあってもいい。その辺の大胆な割り振りをするときの広域的な視点というのはあるかと思っています。

いずれにしてもそのような評価項目に見合ったものがその様式の中にないといけない。資料の後ろの方を見ると様式が添付されてあったので、拝見させていただきましたけれども、そこでは一応排出目標量が書いてあった。ただ例えばエネルギーベースの省エネ量とか、あるいはその売上量に対する原単位で見たらどうなのかとか、再生可能エネルギーを直接供給する再エネ電力を買ってくる、水素を持っていくという色んなことあるのですが、それについての記述がないということがあって、褒め育てをしようにも項目が足りないな、ということがありますので、最低限、ご諮問の内容では義務の強化がないということでございますけれども、これは条例じゃないですが、様式は中身を強化しないと評価を支えられないのではないかなというような感じも致しております。

そんなところで話も長くなりましたが、かなりの案をお持ちのようでございますので、それを見ながら議論した方が早いと思いますよ。そもそもやっぱり削減をやらしてもらえないといけないのだという前提で、審議を進めるようお願いしたいと思います。

それから、支援のところはまた別途、どんな支援ができるのか議論しなきゃいけないと思います。太陽光設置義務化の方も年間4MWでは大した量ではないなと思ったのですが、それでびびっているようでは、こちらの支援制度はどうするのかということもあるので、ぜひ知恵を出していただきたい。

○鈴木脱炭素戦略推進室課長補佐

貴重なご意見ありがとうございます。今までいただいたご意見を踏まえまして、引き続き事務局で検討しながら、ご意見をいただきながら進めさせていただければと考えてございます。どうぞよろしく願いいたします。

○藤野部会長

ありがとうございます。

より具体的な評価事項とか、次の部会までぜひ積極的に各委員にあたって、ご議論のほどお願いします。

○井田脱炭素戦略推進室室長

脱炭素推進戦略室長の井田でございます。

今色々貴重なご意見をいただいたところでございますが、資料の8スライドに新たな評価支援の在り方というところがございます。

市としては、2013年度比で50%減、それをこの部門別に当てはめるとこういう数字ですというのを、国などの関係機関や関係団体の数字を積み上げて、一応こういう数字を置かせていただいているというベースがございまして、国や関係団体と整合性をとった中でこの数字の積み上げの方はさせていただいたところはございます。

ですので、今色々ご意見いただいたところでございますが、全く国や関係団体の数字と乖

離しているということはないと認識はしてございますが、いただいたご意見を参考にさせていただきながら、事業者さんの負担感も軽減されつつ、国とも整合性が取れつつ、川崎のオリジナリティを出しつつ、といったところはちょっと一番難しいところかもしれないのですが、整備の方を進めていきたいと思っております。

またそもそも、今まで川崎市ではこういった部門別の目標を立てたことはございません。今回の計画で初めて目標を立てたというところがございまして、そういった意味で、各産業部門でこの27%減、50%減というのがありますけれども、そういう部門別という数字を立てているということに関して、ある意味もう計画で位置づけた数字がございまして、ここに向かった評価支援制度ということであるのですが、各部門が向かっていくというゴールは定めたところでございまして、評価支援制度という、褒め育ての部分も当然あるのですが、それ以外でも何かできることということは、幅広にご意見頂戴したいなというふうに思っているところでございます。よろしくお願いいたします。

○藤野部会長

ありがとうございます。

先ほど小林委員の方からグランドファザリングで逆に排出できる量の割り当てを決めるみたいところで、役所は決められないという話でありましたが、今回市民公募で、若者を代表して和合委員にもご参加いただいていますし、また川崎市にも地球温暖化防止活動センターもありますので、市民がそういうところの議論に入るとか、場合によっては議論の場を作って、産業なり温暖化の取り組み全体でどうするのかというようなお話もひょっとしたらやられると良いのかなと思って聞いておりました。

事務局どうぞ。

○両瀬脱炭素戦略推進室担当係長

先ほどの事務局からの発言の補足でございます。

小林委員から、「引っ張る力」といった趣旨のご発言をいただいた中で、確かに市だけで大企業向けの補助金を出すというのなかなか難しいところ、最低限必要だと考えていることが2つあります。

まず一つは、評価付けしたものを、例えば金融機関ですとか、事業者間の連携ですとか、そういった形で、評価機関として担われた結果を外部に使っていただけるような良い内容にするということがミッションの一つと思っております。金融機関等の融資等で支援に繋がっていくというのが一つ。

あともう一つが評価結果について、今まで全国の中で悪い評価結果を公表するという例はまだない状況もございまして、そこも今回しっかりご議論させていただきたい。規制制度ではないのですが、そういった公表といった制度を使いながら、総合的に進めていきたいと考えております。以上でございます。

○小林委員

今の補足のご説明にはすごく賛成でございますので、是非やっていただきたいなというふうに思っております。確かに企業もグリーンボンドなど出していますので。ボンドに投資するというので、投資なので返ってこない可能性もありますが、補助金と違って、あるいは儲かって返ってくるかも知れない。そういう意味では、お金の使い方としては補助金よりいいのかなという感じも致します。

○藤野部会長

こちらは、市内の金融機関などと連携しながら進めていっていただきたいと思えます。ほかにご質問ご意見ありますでしょうか。

中小企業向けの評価支援制度の検討が、第2回部会以降で議論される予定ということで、中小企業の検討議題もたくさんありますので、そちらもぜひサポートをしっかりとやっていただくような支援をお願いします。

それでは次の議題の方で時間いっぱいと思えます。議題4、再エネ義務制度について、事務局ご説明お願いいたします。

○両瀬脱炭素戦略推進室担当係長

それでは再エネ義務制度につきまして説明させていただきます。

資料5でございますが、こちらの表でございます通り、今回は支援策以外の2-1から2-3につきまして、考え方・手法の案という形でご提示させていただいております。

まずスライド3でございますが、最初に本日ご意見を伺いたい内容といたしまして、義務化の手法としては説明義務等と設置義務の二つがございます。事務局としては両方を検討していくということで考えておりますのでこちらについてご意見をいただきたいと思えます。

まず、スライド3で市の再エネの導入につきまして、ポテンシャルなどの試算に基づきまして33万kW導入というのを掲げたところでございます。次のスライドでは、この33万kWに対して、現行の導入実績20万kWに対して、残り13万kWでございます。BAUで直線推移していきますと26.5万kWとなつてございまして、要するに追加的な措置がプラス6.5万kW必要ですので、これまで進めてきた再エネの導入率を今後2倍に引き上げていく必要がございます。

また、2倍に引き上げるための具体的な取組としまして、スライド5の中で一番上がBAUですが、資料の真ん中として、公共施設につきましては、設置可能な施設の半数に太陽光を設置してまいりまして、2.6万kW、約2.4倍までは引き上げる予定でございます。その他、脱炭素先行地域への指定や、来年度には地域エネルギー会社新電力の設立なども予定しております。こういった取組に加え、さらには今回の再エネ義務制度により、残りの5.4万kWを目指していきたいというものでございます。

また別の視点で、防災・レジリエンスの観点としてスライド6に記載の通り、燃料価格が過去5年で高い水準である点であったり、計画停電、電力逼迫警報の発令など踏まえすと、太陽光などを活用した分散型エネルギーによってリスク分散、レジリエンス強化が見込めてまいりますので、災害時の安定した電力供給や、将来的な魅力上昇に伴う経済性の観点からも再エネ電源の確保が重要であると考えております。

こうした背景を踏まえまして、まずは設置義務化につきましては、再エネ導入目標を達成していくため、さらには防災レジリエンスの強化といった視点も踏まえまして、設置義務化の検討が必要であると事務局として整理いたしました。

また次の8スライドは説明義務化についての考えでございます。こちら京都市で10平米以上の建築に対して説明義務を課してございまして、いわゆる小規模建築物も制度的にカバーされます。また、建築士からの提案説明につきましては、今回説明割愛してしまいましたが、アンケート調査などでは、施主の判断基準にも影響しているといったアンケート結果も出ておりますので、一定効果が見込めるものと考えております。

以上によりまして、説明義務化もあわせて今後検討していく必要があると事務局としては整理いたしましたので、この設置義務と説明義務についての考えにつきましてご意見をいただければと考えております。

また、本日お伺いしたい事項の2点目といたしまして、どのような施設設備が義務の対象としているか、でございます。

京都市ですと太陽光発電設備以外の、例えば太陽熱等、様々な再エネ設備も対象としています。ただ、実例としては、ほぼ98%太陽光発電が設置されているという状況でございますが、対象としては除外していないという状況でございます。また、再エネの100%電力調達、いわゆる再エネ電力への契約切替といった手法も考えられますが、本市の再エネの導入目標としましては、いわゆる設備でございますので、今回の義務制度の対象外としていくと、一方でオフサイトPPAなどのいわゆる敷地の別の敷地に設置していくような事業につきましては、設備が増えてまいりますので、事業対象としても良いのではないかと考えております。こちらにつきましてご意見を伺えればと考えております。

次に、お伺いした事項の3点目でございます。次のスライドで、東京都と京都市の比較を細かくしておりますので、こちらを確認しながら、どちらをベースにして、本市として検討を進めていくかということについてご意見を伺えればと考えております。

また、対象範囲ですとか除外規定を進めていく点で確認事項などもございましたら、ご意見を伺えればと考えております。

こちら検討ご意見いただくに当たりまして東京方式と京都方式の比較でございます。ご説明した通り、東京方式につきましては、京都と比べまして、この②の部分が違う内容でございます。こちら一定規模以上受注する大規模施工業者となっておりますので、下に※1として記載してございますが、東京の場合ですと、字が小さくて申し訳ございませんが、年間2万平米以上受注する施工業者は都内約50社でございます。川崎市が仮に同じ規模でやろう

とした場合ですと、地域の新築6割に太陽光を設置するといった数字で線を引きますと、約5,000平米以上の施工業者となりまして、事務対象が23社となります。市内に施行している事業者は600社ございますので、約600分の23社が義務の対象となると換算されます。この場合、追加的再エネ導入につきましては、東京方式の方が施工業者の義務量の部分で差が出ておりまして、追加的な再エネ導入量の数字が大きくなっております。

双方のメリット・デメリット等でございますが、東京方式をベースとした場合ですと追加的な再エネ導入量が多い点であったり、さらには大規模施工業者の義務となりますと、一般住宅にも制度対象として入ってくることで、また近隣している東京都との事業連携となりますので、近隣への広がりというのを期待されるといったメリットがございます。デメリットとしましては、600社中の23社が義務対象ということで、一部の事業者に、義務が発生するといったものでございます。

京都方式になりますと、区分の仕方が300平米と2,000平米ということで、いわゆる建築物省エネ法と区分同じにされておりますので、分かりやすさ、関係者への説明のしやすさという意味では、京都市方式が優っているのではないかと考えております。デメリットとしましては、こちらは300平米となりますと戸建て一般戸建て300平米を建てる家というのは年間でもほとんどございませぬので、事実上、事業系の制度になるといったものでございます。また、追加的な再エネ導入量が東京と比べますと少ないといったデメリットとなっております。これらを踏まえまして、本日ご意見いただければと考えております。

最後に、12スライドのところ、今回第1回の議論からは外してございますが、誘導支援策としまして、本市では現行補助制度との連携事業ですとか、地域エネルギー会社を来年度設立いたしますので、そういった会社との連携や、連携した電源開発事業等の取り組みといった辺りを第2回でお示しできればと考えております。説明は以上でございます。

○藤野部会長

どうもありがとうございました。それではご質問ご意見いただけたらと思います。
小林委員、お願いします。

○小林委員

質問が一つあります。この規制は建築規制との関係をどういうふうと考えてらっしゃるのかということで、こちらには建築士の方や、法律のご専門の方もいらっしゃる中で、あえて質問するのも申し訳ないのですが、建築規制は国の法律との整合性が問われる部分で、だいたい皆さん、今回の審議事項は環境規制と捉えていらっしゃると思うのですが、この点をどう考えていらっしゃるのか確認したいです。

特に私が思うのは省エネをちゃんとしないと、再エネだけをやっていても、よく冗談で小屋に太陽光パネルをいっぱい貼っても評価が良くなってしまわれるが、それはどうなのかっていう感じもあって、本来そもそも必要なエネルギー使用量を削減した上でやる

のが効果的だというふうに思います。そこはカバーしないのですか。

それから、電力の方の規制でも、蓄エネ・放電ができると、再エネの利用率は高くなる。ご存知と思いますが、太陽光発電は日照がないとできないので、蓄電池にためてまた夜出すぐらいのことをしないと再エネの活用量が上がってこないのので、設備能力だけの強化ではなく、使い方みたいなことも本来は議論すべきだと思っています。そういうことで、今その議論の前提が京都方式か、東京方式かとすごく狭い選択肢になっているが、もっと本来の広い中に位置づけて、設備の義務づけを考えた方が本当はいいかなと思います。

それから、考えられる色んな批判として金銭的なことを書いてあるのですが、実際、従来から取り組んでいる事業者もあり商売として成り立っているのので、あまり金銭的な負担は問題にならないのではないのかなとも思います。今後電気代も上がるでしょうし、その分早く回収できると思います。そういう経済性を考えたときには、あまり気にすることないので、なんでそんなに逡巡されているのかと思う。

ただですね、逆潮流の手続きが遅れていて、今も半年遅れぐらい、なかなか許可が下りないので、義務づけたけれど逆潮流できないじゃないかと怒る人も出てくると思います。その辺りはカバーする必要がある。

それから今日の議論ではないということなので控えますけれども、リモート PPA や地域電力会社、あるいはマイクログリッドとの関係についても、うまく仕組みができるとすごく活きるな、と考えるので、ただ東京方式・京都方式の選択の議論だけでなく、もっと肉付け改良した方式みたいなものも考えていただければなと思います。

○藤野部会長

今あえて聞きますけど、仮に東京方式、京都方式で選ぶとしたらどちらかとか、ご意見ありますか。

○小林委員

それはもう東京方式がいいと思う。

熱を考えるっていうのも当然だと思います。地中熱もある。ですからいろんな再エネ、要するにソーラーアグリゲーションの範囲も、必ずしも太陽光発電にこだわる必要はないと思います。

再エネを購入するのはいけないっていうのはどうなのか。再エネ購入も考え方として私は悪くないと思う。オフサイトの PPA がいいのに、再エネの購入はいけないっていうのはどういう整理なのか気になる。

○藤野部会長

ありがとうございます。今のご意見に対して、事務局からコメントはありますか。

○両瀬脱炭素戦略推進室担当係長

はい。まず私の方から建築規制との関係につきまして。いわゆる建築物省エネ法も今後改正されますので、その上で市が新たに義務を課すということについての、法律的な手法の部分につきまして国土交通省に照会をしております、ちょっとまだ回答いただけていないのですが、国との調整というのも引き続きやっていく必要があると考えております。

また、電力の部分で蓄エネですとか蓄エネとのセットの施策の部分は、いわゆる支援制度ですとか、義務というよりは施策レベルでの進め方、取り組み方のところで検討を進めていきたいと考えております。

また、再エネ電力購入の是非についてでございますが、こちらは昨年度の温暖化計画上の位置づけとして、今回再エネ設備を目標として掲げ、目標の達成に向けたプロジェクトとして義務制度を検討しております。今回、設備をどうやって増やしていくか、特に、悲しいことに設備を設置するような土地が非常に限られてございまして、メガソーラー等も設置するのが非常に難しい状況でございますので、設備を増やすための施策というのをこの義務制度で検討していくものでございます。合わせて、再エネ電力購入ということは、義務ではない別の施策のところでも実施する必要があるということで進めていきたいと考えております。

○小林委員

再エネを増やすため、東京方式の義務付けに加え、別の取組でも増やしてくださいというのは良いと思う。設置義務をつけることはとても大事で、要するに大都市の人たちは集積の利益を享受するけど環境の費用は負担しない、「私のところは日当たりが悪いし、地価も高いから余分な支出は嫌なんだ」というのは傲慢だと思う。そういった反応にも負けずに対応してほしい。

○藤野部会長

他のご意見、やっぱり京都方式がいいというご意見があれば、他にもコメントありましたらぜひお願いしたいところですが、いかがでしょうか。設備を確実に増やすところを押しさえつつ、少し広めにも御検討いただけるといいかなと思いました。よろしく申し上げます。赤川委員、お願いします。

○赤川委員

神奈川建築士会 川崎支部の赤川です。基本的に今の論点では建築士が表に立つような形なので意見させていただこうと思います。

現状でいきますと、省エネ法に基づいて、義務化ということまで書かれてないのですけれども、基本的にはうちの事務所でも省エネの計算は既に行っている状態です。そのときに、どうやって省エネしていくかっていうのを考えて、電気を使わないようにするのが基本的に

省エネの考え方で、単位がジュールなのですけれども、どういうふうにして最終的に色々なエネルギーの単位が全部バラバラでするのでその中でジュールに置き換えて計算して、この家はこれだけのエネルギー消費ですよっていうことを、省エネ法では算出して、それに足りない場合は再生可能エネルギーをつけてプラスマイナス、ちょっと減らすみたいな考え方があるのですけれども、中には省エネを図らないで、太陽光をつけるっていう考えも中にはあるわけですね。

だからそういうことは絶対に起こらないようにしなきゃいけないのですけれども、大手の例えばここでいうと、大規模施工業者、だいたいハウスメーカーとか建売だったりとかを、川崎市の場合もそんな感じになると思うのですけれども、その辺りが企業任せになっていくとは思うのですね。

理念というか、数字上だけでクリアしてればいいっていう話になってしまうっていうところが心配なのと、東京方式と京都方式って今並んでいるのですけれども、私は京都の条例の中身をじっくり読んだことがないので分からないのですが、まとめていただいた制度概要だけを見ますと、京都方式っていうのはそもそもあの伝建地区という伝統的な町並みが残るような都市を抱えているような場所ですので、そういうところが決めた基準っていうのは、川崎市から見ても、数字だけ見たら参考になりそうだけど、実際は、街作りとしては何か違うような気がしないでもないかなと思います。

一方、東京方式に関して言えば、案なのかなっていうことなのですけれども、川崎で作っていく業者さんというのが、東京都とはちょっと質が違うのではないかというのも考えられます。ハウスメーカーとかは独自の基準を作っているものすごく省エネに取り組んでいますけれども、銀行等とかなりタッグを組んだりとか、その辺の基準を用意しているっていうところがあるのです。川崎の場合はまた、質が違うというのか、今この23社っていうのがどういう企業さんなのかっていうのは、知りたいところでもあります。

○藤野部会長

どうもありがとうございます。事務局の方は何かありますか。

○飛田脱炭素戦略推進室担当係長

脱炭素戦略推進室の飛田と申します。ご意見ありがとうございます。

二つ目に頂いたご意見に関する業者さんについては、こちらについて事務局の方で確認させていただきますと、所在は東京にあるようなものが多い。これからこちらの事業者に関しましても、ヒアリングを実施していきたいと考えておりました、今いただいた、東京と川崎での差異といったところも踏まえてヒアリングを進めていきたいと思っております。

もう一つ目のご質問でございまして、義務化の制度が事業者任せになってしまうのではないかというお話ですが、こちらに関しても、そもそも太陽光発電のメリット、デメリットも含めてしっかり周知していくことはとても重要だと考えております。こちらの義務制度

を運用していく上では、事業者任せにならないよう地域の皆様にしっかりご理解いただいた上で、願わくば、地域の皆様には事業者によらずとも設置していただけるような、そういう社会を目指していきたいと考えているところでございます。

○藤野部会長

赤川委員よろしいでしょうか。

○赤川委員

はい。ありがとうございます。

○藤野部会長

どうもありがとうございました。他、議題4につきまして何かコメントにご意見ありますでしょうか。

それでは次、最後の議題ですね、議題5の方のスケジュール次回の開催ということでよろしく願いいたします。

○両瀬脱炭素戦略推進室担当係長

それでは、お時間がございますので駆け足で資料6、今後のスケジュールについてご説明いたします。

第2回は7月で、こちらは本日のご意見、さらに事業者ヒアリングを踏まえまして、基本的には素案といった形で考え方をお示しして参りたいと考えております。また、答申に向けまして当時の構成のようなものをお示しさせていただきたいと考えております。

理事会は7月27日の予定でございまして、その際も今回のようにオンラインと対面のハイブリッドでの開催をしてみたいと考えております。事務局説明は以上でございます。

○藤野部会長

はい。どうもありがとうございます。

ここ今のご説明に対しまして何かご意見ご質問ありますでしょうか。よろしいですか。

どうもありがとうございました。12時を過ぎてしましまして、本当は他の委員の皆様にもご発言いただけたらと思ったのですがすけれども。

この資料自体は、1週間ぐらい後か、ホームページに議事録とともに公表させていただく予定とのことなので、追加のご意見など何かございましたら6月7日目処に事務局へご連絡いただければと考えております。メールでもいいですし、電話でも、もう少しこ詳しく知りたいということがあればご連絡頂いて、良いものにしていけたらと思います。

それでは、進行を事務局の方にお返しします。どうもご協力ありがとうございました。

○内田脱炭素戦略推進室担当課長

ありがとうございました。本日につきましてはこれで終了させていただきます。
次回は先ほど申し上げました通り、7月27日になりますのでよろしく願いいたします。
長時間のご参加、ありがとうございました。

12時01分閉会